

首都圏における県産品販路開拓業務委託仕様書

1 目的

宮崎県内事業者の販路拡大のため、首都圏の卸、百貨店、スーパーのバイヤーなどのニーズ把握や県内事業者への情報提供から、県産品の売り込みや県産品事業者とのマッチング、さらにはマッチング後のフォローアップまで実施することで、首都圏における県産品の需要拡大や販路開拓、さらには、定着・定番化へ向けた取組を促進する。取組は（公社）宮崎県物産貿易振興センター（以下「センター」という。）とも連携することにより、同センターの販路開拓活動との相乗効果を図る。

2 業務の名称

首都圏における県産品販路開拓業務

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4 具体的な委託内容

下記の委託内容の実施にあたっては、県の運営する商談サイト「ひなたバイヤーズナビ」も活用し、県内事業者の商談機会を創出すること。

（1）事業参加者の募集および説明会の実施

- ・ 提案する事業内容を県内事業者等へ周知し、首都圏での販路開拓に意欲のある事業者を募集するとともに当事業の説明会を県内において実施すること。
- ・ ただし、説明会をオンラインで実施することがより有効と判断する場合は、県と協議のうえで実施することができる。

（2）販路開拓マネージャーの設置

- ・ 首都圏における食品の小売事業者、卸売事業者、流通業界の関係者等とつながりが深く、精通している者を「販路開拓マネージャー」として設置すること。

（3）首都圏バイヤーの選出および販路開拓戦略の構築

- ・ 事業参加者の販路開拓を進めるために、受託者は、「販路開拓マネージャー」の経験、知識、ネットワーク等に基づき食品分野の「販路開拓バイヤー」を複数名選出し、「販路開拓マネージャー」を中心にして首都圏での販路開拓の戦略を作成すること。

（4）事業参加者の商品評価およびフィードバックの実施

- ・ 「販路開拓マネージャー」及び「販路開拓バイヤー」は、上記（1）で募集した事業者が首都圏で売り込みたい県産品を概ね20商品程度選定し（1事業者につき1商品とする）、それぞれの商品についてバイヤーなどのニーズを基に商品評価を実施

し、商品改善意欲が高まるようなフィードバックを行うこと。

(5) 事業参加者等と首都圏バイヤー等による首都圏等での商談の実施

- ・ 上記(4)の商品評価を参考に、「事業参加者」と「首都圏バイヤー等」(首都圏で販路を持つバイヤー等とする。なお、「首都圏バイヤー等」には、(3)の「販路開拓バイヤー」を含むことは可)との商談の機会を複数回設けること。
- ・ 「事業参加者」が参加できるように「首都圏バイヤー等」との商談の機会を設けること。なお、「事業参加者」1者あたりの商談件数は2件以上とすること。
- ・ 「事業参加者」と「首都圏バイヤー等」との商談に係る組合せは、各種バイヤーニーズを考慮し、商談成立の可能性が高まるよう、「販路開拓マネージャー」および「販路開拓バイヤー」が中心となって行うこと。
- ・ 商談の実施時期・場所および方法・内容については、受託者の提案を基本としつつ、県と受託者両方で協議し決定すること。

(6) 事業参加者や首都圏バイヤー等からの要望に応じた商談機会の設置

- ・ 受託者は、「事業参加者」や「首都圏バイヤー等」からの要望に応じた商談機会を適宜設けること。

(7) 商談成立に向けたフォローアップ支援

- ・ 上記(5)および(6)による商談の合計数は40商談以上とし、委託契約期間終了までに商談成立または継続的な商談件数が概ね20件以上となるように個別相談会やフォローアップを実施するとともに商談状況の進捗について聞き取りを行うこと。

(8) 商談会等の検証およびフィードバックの実施

- ・ 上記(5)および(6)の商談に臨んだ「首都圏バイヤー等」に対してアンケート調査等を実施して商談会等の課題・評価等を行い、「事業参加者」の販路開拓及び商品改善の意欲が高まるようなフィードバックを行うこと。

(9) 新宿みやざき館KONNEへのバイヤー招聘等

- ・ 宮崎県の首都圏情報発信拠点として、県産品を数多くPR販売している新宿みやざき館 KONNE に、「首都圏バイヤー等」を招聘するなどにより、アンテナショップのショーケース機能の充実を図ること。

※ 県産品の定義

- (1) 農林水産物については、宮崎県内で生産、収穫されたものであること。
- (2) 農林水産物以外の商品(加工食品)については、以下のいずれかに該当するもの
 - ① 県内の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの
 - ② 県内の素材を利用し、県外で製造・加工し、県内素材を利用していることを明

示して、主に県内で販売しているもの

③ 県外の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの

(3) その他、本県の認知度・好感度及びブランド力向上等に寄与すると判断されるものについては、県産品として扱うことができるものとする。

5 留意事項

企画全体にあたっては、次のことに留意すること。

- (1) センターからの販路開拓に関する相談に可能な限り対応すること。
- (2) 県では当業務のほか、バイヤー等向けの各施策の展開を計画している。県からの指示を踏まえ、これらの施策と連動した取組を展開すること。
- (3) 各委託内容の実施において、費用対効果、法令や環境、安全に配慮した提案に努めるものとする。

6 成果品等の提出

委託締結時に、業務委託契約書に定める首都圏における県産品販路開拓業務委託仕様書に基づき、令和7年3月31日（月）までに成果品等の必要書類を提出すること。

7 経費

履行までに要する全ての経費を含む。

8 その他

- (1) 成果品等についての権利は、県に帰属する。
- (2) 成果品等についての電子データは、県へ提出する。